前橋市火災予防条例の改正について

令和2年11月26日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市火災予防条例の一部を改正する条例

前橋市火災予防条例(平成16年前橋市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「第64条第13号」を「第64条第14号」に改める。

第17条の2第1項各号列記以外の部分中「変圧して、」の次に「電気自動車等 (」を、「原動機付自転車をいう」の次に「。第12号において同じ。)をいう」を 加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18 号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

第17条の2第1項第12号に次のように加える。

- ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第17条の2第1項中第12号を第16号とし、第11号を第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (13) コネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。 以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を 講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限 りでない。
- (14) 充電用ケーブルを冷却するため液体(以下この号において「冷却液」という。)を用いるものにあっては、次に掲げる措置を講ずること。
 - ア 冷却液が漏れた場合に、漏れた冷却液が内部基板等の機器に影響を与えない 構造とすること。
 - イ 冷却液の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、冷却液の流量又 は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を 有するものにあっては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構 造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止さ せる措置を講ずること。

第17条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」を「電気を動力源とする自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。) を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第64条第17号中「充てん」を「充填」に改め、同号を同条第18号とし、同条第13号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同条第12号の次に次の1号を加える。

- (13) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のものを除く。) 附 則
- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による 改正後の第17条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理 に関する基準の適用については、なお従前の例による。